

平成29年12月1日

# 記者発表配付資料

- 平成29年12月高知県議会定例会提出予定案件概要
- 平成29年12月高知県議会定例会提出予定議案目録
- 平成29年12月高知県議会定例会に提出予定の条例その他議案説明
- 平成29年12月補正予算（案）の概要

(注意)

報道は、12月1日（金）の議会運営委員会開会后  
（予定 13:00～）としてください。

# 平成29年12月高知県議会定例会提出予定案件概要

○提出予定議案 ----- 28件

平成29年度補正予算 ----- 6件

条例その他議案 ----- 22件

1 平成29年度補正予算 ----- 6件

	(補正額)	(累計額)
一般会計	1,455,154千円	467,665,658千円
特別会計	1,491,000千円	250,043,479千円
企業会計	△9,198千円	19,258,207千円

2 条例その他議案 ----- 22件

条例議案 ----- 9件

その他議案 ----- 13件

## 平成29年12月高知県議会定例会提出予定議案目録

### ○ 予 算

- 第 1 号 平成29年度高知県一般会計補正予算
- 第 2 号 平成29年度高知県給与等集中管理特別会計補正予算
- 第 3 号 平成29年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計補正予算
- 第 4 号 平成29年度高知県電気事業会計補正予算
- 第 5 号 平成29年度高知県工業用水道事業会計補正予算
- 第 6 号 平成29年度高知県病院事業会計補正予算

### ○ 条 例 そ の 他

- 第 7 号 高知県国民健康保険法施行条例議案
- 第 8 号 高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 9 号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案
- 第 10 号 高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 11 号 高知県公立大学法人に係る評価委員会及び重要な財産に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 12 号 高知県都市計画法施行条例の一部を改正する条例議案
- 第 13 号 高知県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 14 号 高知県立塩見記念青少年プラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 15 号 高知県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を廃止する条例議案
- 第 16 号 平成30年度当せん金付証票の発売総額に関する議案
- 第 17 号 高知市及び高知県におけるれんけいこうち広域都市圏の取組の推進に係る連携協約に関する議案
- 第 18 号 高知県立人権啓発センターの指定管理者の指定に関する議案
- 第 19 号 高知県立森林研修センター研修館の指定管理者の指定に関する議案
- 第 20 号 高知県立月見山こどもの森の指定管理者の指定に関する議案
- 第 21 号 高知県立室戸体育館の指定管理者の指定に関する議案
- 第 22 号 高知県立池公園の指定管理者の指定に関する議案

- 第 23 号 高知県立甲浦港海岸緑地公園の指定管理者の指定に関する議案
- 第 24 号 高知県立塩見記念青少年プラザの指定管理者の指定に関する議案
- 第 25 号 高知県立高知公園の指定管理者の指定に関する議案
- 第 26 号 高知県立埋蔵文化財センターの指定管理者の指定に関する議案
- 第 27 号 県道窪川船戸線（岩土トンネル）防災・安全交付金工事請負契約の締結に関する議案
- 第 28 号 高知県公立大学法人定款の変更に関する議案

# 平成29年12月高知県議会定例会に提出予定の条例その他議案説明

## 第 7 号 高知県国民健康保険法施行条例議案

(国保指導課)

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）を施行するため、法、国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和34年政令第41号）、国民健康保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率に関する省令（平成29年厚生労働省令第111号）その他の法令及び他の条例に定めるもののほか、必要な事項を定めようとするもの

## 第 8 号 高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案

(行政管理課)

議会の議員及び知事等に対して支給する期末手当の額の改定（3.00月→3.05月）をしようとするもの

## 第 9 号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案

(行政管理課、教職員・福利課、警務課)

高知県人事委員会の議会及び知事に対する平成29年10月12日付けの職員の給与等に関する報告及び勧告の趣旨に沿って、職員の給料月額及び職員に対して支給する諸手当の額の改定をしようとするとともに、特定大規模災害等に対処するための特殊勤務手当の特例を規定した人事院規則が施行されたこと等を考慮し、国家公務員に準じた措置を講ずるよう必要な改正をしようとするもの

## 第 10 号 高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例議案

(市町村振興課)

県民の利便の増進、行政事務の効率化等を図るため、特定個人情報の提供を受けるための国の個人情報保護委員会への届出の要件を満たす事務について、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）に基づき、県の機関による個人番号の利用が可能となるよう必要な改正をしようとするもの

## 第 11 号 高知県公立大学法人に係る評価委員会及び重要な財産に関する条例の一部を改正する条例議案

(私学・大学支援課)

地方自治法等の一部を改正する法律（平成29年法律第54号）の施行による地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）の一部改正に伴い、同法の引用規定の整理等必要な改正をしようとするもの

## 第 12 号 高知県都市計画法施行条例の一部を改正する条例議案

(都市計画課)

知事の権限に属する事務のうち、都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく事務を協議の調った南国市が処理することができるよう必要な改正をしようとするもの

### 第 13 号 高知県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案

(住宅課)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成29年法律第25号）の施行により公営住宅法（昭和26年法律第193号）が一部改正されたこと等を考慮し、認知症患者等である県営住宅の入居者が収入の申告をすること等が困難な事情にあると認められるときにおいて県が把握した当該入居者の収入に基づき家賃を定めることができることとする等必要な改正をしようとするもの

### 第 14 号 高知県立塩見記念青少年プラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案

(生涯学習課)

高知県立塩見記念青少年プラザの改築に伴い、施設の使用料を定めようとするもの

### 第 15 号 高知県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を廃止する条例議案

(電気工水課)

水源のさと石原「北郷」発電所の建設計画を廃止することに伴い、高知県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を廃止しようとするもの

### 第 16 号 平成30年度当せん金付証券の発売総額に関する議案

(財政課)

平成30年度において、全国自治宝くじ及び西日本宝くじの共同発売に本県も参加するため、この発売総額について、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第4条第1項の規定により、県議会の議決を求めるもの

### 第 17 号 高知市及び高知県におけるれんけいこうち広域都市圏の取組の推進に係る連携協約に関する議案

(市町村振興課)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定に基づき、県及び高知市の協議により連携協約を締結し、高知市と高知県内の市町村が形成するれんけいこうち広域都市圏の取組を推進することについて、同条第3項の規定により、県議会の議決を求めるもの

### 第 18 号 高知県立人権啓発センターの指定管理者の指定に関する議案

(人権課)

高知県立人権啓発センターの指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、県議会の議決を求めるもの

- (1) 施設の名称  
高知県立人権啓発センター
- (2) 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称  
高知市本町四丁目1番37号  
公益財団法人高知県人権啓発センター
- (3) 指定期間  
平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

## 第 19 号 高知県立森林研修センター研修館の指定管理者の指定に関する議案

(森づくり推進課)

高知県立森林研修センター研修館の指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、県議会の議決を求めるもの

- (1) 施設の名称  
高知県立森林研修センター研修館
- (2) 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称  
南国市双葉台7番地1  
公益財団法人高知県山村林業振興基金
- (3) 指定期間  
平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

## 第 20 号 高知県立月見山こどもの森の指定管理者の指定に関する議案

(環境共生課)

高知県立月見山こどもの森の指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、県議会の議決を求めるもの

- (1) 施設の名称  
高知県立月見山こどもの森
- (2) 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称  
香美市土佐山田町大平80番地  
情報交流館ネットワーク
- (3) 指定期間  
平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

## 第 21 号 高知県立室戸体育館の指定管理者の指定に関する議案

(公園下水道課)

高知県立室戸体育館の指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、県議会の議決を求めるもの

- (1) 施設の名称  
高知県立室戸体育館
- (2) 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称  
高知市山ノ端町219番地9  
株式会社双葉造園
- (3) 指定期間  
平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

## 第 22 号 高知県立池公園の指定管理者の指定に関する議案

(公園下水道課)

高知県立池公園の指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、県議会の議決を求めるもの

- (1) 施設の名称

高知県立池公園

- (2) 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称  
高知市山ノ端町219番地9  
株式会社双葉造園
- (3) 指定期間  
平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

## 第 23 号 高知県立甲浦港海岸緑地公園の指定管理者の指定に関する議案

(港湾・海岸課)

高知県立甲浦港海岸緑地公園の指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、県議会の議決を求めるもの

- (1) 施設の名称  
高知県立甲浦港海岸緑地公園
- (2) 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称  
安芸郡東洋町生見758番地3  
東洋町
- (3) 指定期間  
平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

## 第 24 号 高知県立塩見記念青少年プラザの指定管理者の指定に関する議案

(生涯学習課)

高知県立塩見記念青少年プラザの指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、県議会の議決を求めるもの

- (1) 施設の名称  
高知県立塩見記念青少年プラザ
- (2) 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称  
高知市中秦泉寺365番地2  
特定非営利活動法人たびびと
- (3) 指定期間  
平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

## 第 25 号 高知県立高知公園の指定管理者の指定に関する議案

(文化財課)

高知県立高知公園の指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、県議会の議決を求めるもの

- (1) 施設の名称  
高知県立高知公園
- (2) 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称  
高知市仁井田4563番地1  
入交グループ高知公園管理組合
- (3) 指定期間  
平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

## 第 26 号 高知県立埋蔵文化財センターの指定管理者の指定に関する議案

(文化財課)

高知県立埋蔵文化財センターの指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、県議会の議決を求めるもの

- (1) 施設の名称  
高知県立埋蔵文化財センター
- (2) 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称  
高知市高須353番地2  
公益財団法人高知県文化財団
- (3) 指定期間  
平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

## 第 27 号 県道窪川船戸線（岩土トンネル）防災・安全交付金工事請負契約の締結に関する議案

(土木政策課)

県道窪川船戸線（岩土トンネル）防災・安全交付金工事を施行するための請負契約の締結について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び高知県契約条例（昭和39年高知県条例第2号）第2条の規定により、県議会の議決を求めるもの

- (1) 工事名  
県道窪川船戸線（岩土トンネル）防災・安全交付金工事
- (2) 契約の方法  
一般競争入札
- (3) 契約金額  
1,313,874,000円
- (4) 契約の相手方  
高岡郡四万十町古市町7-34  
生田・上岡・山興特定建設工事共同企業体
- (5) 完成期限  
平成31年8月28日

## 第 28 号 高知県公立大学法人定款の変更に関する議案

(私学・大学支援課)

地方自治法等の一部を改正する法律（平成29年法律第54号）の施行による地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）の一部改正に伴い、高知県公立大学法人定款に監事の新たな職務及び権限並びに任期を規定するほか、高知県公立大学法人の公告をインターネットの利用により行うことができるようにするため、高知県公立大学法人定款の変更について、同法第8条第2項の規定により、県議会の議決を求めるもの

## (1)平成30年度の国保制度改革後の県と市町村の役割

### <県>

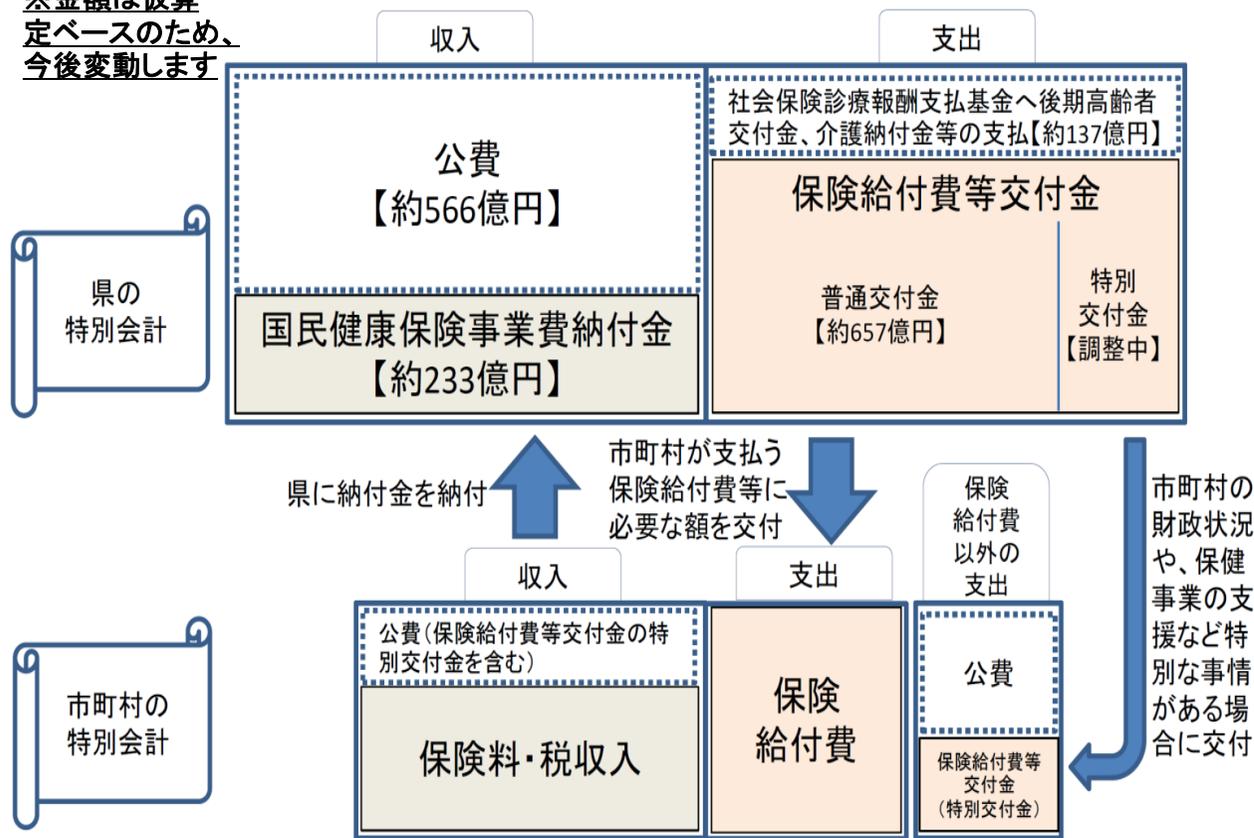
- 財政運営の責任主体となり、市町村の医療給付等に必要な費用を、市町村に交付（保険給付費等交付金）するとともに、社会保険診療報酬支払基金へ後期高齢者支援金等を支払うことにより、国保財政を管理
- 保険給付費等交付金等を賄うため県全体の医療給付費等の見込を立て、各市町村の医療費水準や所得水準による調整を行い、各市町村の国保事業費納付金を決定
- 統一的な国保の運営方針の策定（法第82条の2）や市町村が参考とするための標準保険料率を算定・公表等（法第82条の3、市町村へは通知を行う）

### <市町村>

- 県が配分した納付金を納めるために、県が示す市町村ごとの標準保険料率を参考として、各市町村において保険料(税)率を定め保険料(税)を賦課・徴収
- 地域住民と身近な関係のもと、資格管理や保険給付、保健事業等の実施等

## (2)平成30年度以降の国保運営イメージ※保険料・税の納付から保険給付費等の支払まで

※金額は仮算  
定ベースのため、  
今後変動します



## (3)本条例で規定する事項及び今後の条例整備スケジュール

本条例では、国民健康保険法の改正により、県の条例で定めることとされた、

- ①国民健康保険運営協議会に関すること(第2章)
- ②国民健康保険保険給付費等交付金に関すること(第3章)
- ③国民健康保険事業費納付金に関すること(第4章)について規定する。

今後のその他の条例整備スケジュール(2月議会)

- ①高知県国民健康保険財政安定化基金条例の改正(貸付・交付の要件等の規定を追加)
- ②高知県特別会計設置条例の改正(国保特別会計を追加)
- ③高知県国民健康保険広域化等支援基金条例の廃止
- ④高知県国民健康保険調整交付金条例の廃止を提案予定

また、  
⑤国保特別会計の財政調整のための基金を設置する条例の提案を検討中。

## (4)高知県国民健康保険運営協議会(条例第2章)

国保事業費納付金の徴収、国保運営方針の作成、その他重要事項について審議(知事からの諮問に応じ答申)させるために県に設置。平成29年4月1日に法改正の準備行為として設置した高知県国民健康保険運営協議会は、平成30年3月31日までの期限を設定しているため、法改正後の協議会について、改めて規定する。

審議する事項は、

- ・国民健康保険事業費納付金の算定方法等
- ・国民健康保険運営方針
- ・その他の重要事項

### ★条例の規定 委員の定数、会議の招集・議決方法等

※現条例に規定する委員の任期は、政令に規定(3年)されたため条例には規定不要となる。

委員構成	委員数	備考※ (法施行令の規定)
① 被保険者を代表する委員	3人	①～③は同数
② 保険医又は保険薬剤師を代表する委員	3人	
③ 公益を代表する委員	3人	
④ 被用者保険等被保険者を代表する委員	2人	④は①～③の半数以上同数以下

## (5)国民健康保険保険給付費等交付金(条例第3章)

### <国民健康保険保険給付費等交付金とは>

市町村が支払う保険給付費等をまかなうために、国庫負担金等の公費や市町村が県に納める国保事業費納付金等を財源として、県が市町村に対して交付するもの。市町村が行う保険給付に要した費用に対する**普通交付金**と、市町村個別の事情に応じた財政調整のために必要な費用に対する**特別交付金**とがある。

条例で定める項目	種類	財源	交付対象経費	要綱	
・交付金の種類 ・交付に当たり 勘案する事項 (対象経費)	普通交付金	事業費納付金、国庫負担金、国・普通調整交付金、県繰入金のうち全体分、前期高齢者交付金等	保険給付に充てるもの(療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費、高額介護合算療養費) ※出産育児一時金、葬祭費、付加給付等については、市町村との協議により、対象としないこととした。	交付基準、 交付時期、 交付手続き 等について 定める。	
	特別交付金	国・特別調整交付金のうち個別市町村分	①医療費関係分(結核・精神多額等) ②保険料や一部負担金の災害減免等分 ③事業実施分(国保直営診療所経費等)		
		国・保険者努力支援分のうち個別市町村分	国から県に交付される保険者努力支援制度の市町村分を、県が各市町村に交付する。		
		県繰入金のうち個別市町村分	地域の特殊な事情に応じたきめ細かい調整を行う。交付事由の詳細は要綱で定める。		
		特定健康診査等負担金	市町村が行う特定健康診査及び保健指導の実施に要した費用のうち、国から県に交付される国負担分1/3と、県負担分1/3の合計を、県から各市町村に交付する。		

## (6) 国民健康保険事業費納付金(条例第4章)

### <国民健康保険事業費納付金とは>

○国民健康保険給付費等交付金やその他の国民健康保険事業に必要な費用の財源として、県が各市町村ごとに納付金額を算定し、徴収するもの。

### 市町村への按分の基本



①国保事業費納付金は、医療費分(一般納付金)、後期高齢者支援金分、介護納付金分の3種類に分けて算定。

②医療分等の対象経費から国・県からの公費等を控除し、それぞれの納付金総額を算出。

③算出された各納付金総額を、医療費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分ごとに各市町村に按分。その際、各市町村の医療費水準及び所得水準を反映。按分に使用する各市町村の医療費水準、所得水準、被保険者数等について県と市町村で検討・協議を行った結果を条例に規定。

### 納付金について条例で定める事項

※所得係数及び算定方式は、医療費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分のそれぞれについて条例に規定する必要があるが、全て同じ数・割合とする。 ※市町村に対する納付金額の通知は規則に委任する。

項目		内容	県・市町村の検討結果	条例	告示
医療分(一般納付金)	医療費指数反映係数(α)	納付金の配分に市町村ごとの医療費水準をどの程度反映させるかを定める。(医療費分のみ)	当面は医療費水準を全て反映(α=1)とする。	医療費の多寡が反映されるよう、知事が定める。	告示でα=1を定める。
	年齢調整後医療費指数の算定方法	医療費水準を年齢構成により調整する(※)際に、二次医療圏ごとにおける調整や高額医療費による調整を行うかどうか。行う場合には二次医療圏の範囲や対象となる高額医療費の範囲を定める。(医療費分のみ) (※)5歳階級別の1人当たり医療費が全国平均であった場合の医療費総額と実際の医療費総額を比較して調整する。	・二次医療圏による調整は行わない。 ・県全体で超高額医療費による調整を行う。 (レセプト1件当たり420万円超のうち200万円超部分)	県全体で超高額医療費による調整を行う。 (レセプト1件当たり420万円超のうち200万円超部分)	—
所得水準の反映方法(所得係数(β))		納付金を配分する際の市町村ごとの所得水準の反映に関係する応能・応益割合の算出方法を定める。	「所得係数(β)=県平均の1人当たり所得÷全国平均の1人当たり所得」を用いて算出する。	県平均の1人当たり所得÷全国平均の1人当たり所得を基準として知事が定める。	告示で具体的な値を定める。
算定方式	所得等割合(応能部分)	応能(所得)部分の算定方式について、所得だけでなく固定資産税も用いて按分するかどうか。按分する場合は所得と固定資産税の割合も併せて定める。	固定資産税は用いず、所得のみを用いる。	所得のみを用いることを定める。	—
	被保険者数等割合(応益部分)	応益(人数)部分の算定方式について、被保険者数だけでなく世帯数も用いて按分するかどうか。按分する場合は被保険者数と世帯数の割合も併せて定める。	被保険者数と世帯数の両方を用いる。賦課割合は、現行の法定割合の被保険者数:世帯数=70:30とする。	被保険者数と世帯数の両方を用いることを定める。賦課割合は、知事が定める。	告示で賦課割合を定める。

# 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案について

## 1 条例改正の目的

この条例は、高知県人事委員会の議会及び知事に対する平成29年10月12日付けの職員の給与等に関する報告及び勧告の趣旨に沿って、職員の給料月額及び職員に対して支給する諸手当の額の改定をしようとするとともに、特定大規模災害等に対処するための特殊勤務手当の特例を規定した人事院規則が同年5月16日に施行されたこと等を考慮し、国家公務員に準じた措置を講ずるよう必要な改正をしようとするものである。

## 2 対象条例

- (1) 職員の給与に関する条例
- (2) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例
- (3) 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例
- (4) 公立学校職員の給与に関する条例
- (5) 警察職員の給与に関する条例

## 3 主要な内容

### (1) 給料表

初任給及び若年層に重点を置いて給料月額を改定（平均0.17%引上げ）

### (2) 初任給調整手当

医師等の支給月額（限度額）を国に準じて引上げ

区 分	支給月額（限度額）	
	現 行	改正後
医師又は歯科医師	413,800円	414,300円
医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職	67,400円	67,500円

### (3) 期末手当及び勤勉手当

- ・一般職員の年間支給月数を4.05月から4.10月とする。（+0.05月）

区 分		6月期	12月期	合 計
現 行	期末手当	1.20月	1.35月	2.55月
	勤勉手当	0.75月	0.75月	1.50月
	計	1.95月	2.10月	4.05月
改 正 後	平成29年度	期末手当	1.20月	2.55月
		勤勉手当	0.75月	1.55月
		計	1.95月	4.10月
	平成30年度以降	期末手当	1.20月	2.55月
		勤勉手当	0.775月	1.55月
		計	1.975月	4.10月

- ・再任用職員 2.125月 → 2.15月（+0.025月）
- ・特定任期付職員及び任期付研究員 3.06月 → 3.10月（+0.04月）

#### (4) 特殊勤務手当の見直し

水防作業等手当を廃止し、新たに国家公務員に準じて、異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある現場等で行う作業に従事したときは、1日当たり2,160円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額の特殊勤務手当(災害応急作業等手当)を支給する。(職員の給与に関する条例に限る)

区分	水防作業等手当(現行)	災害応急作業等手当(新設)
対象となる災害	暴風雨、大雨、高潮、津波又は洪水の警報発令後	異常な自然現象(暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する自然現象)
支給対象	特に危険を伴うおそれのある ①警戒巡視業務又は水位調査業務 ②水防作業の現場における指導監督若しくは水防作業又は災害調査業務	重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある河川の堤防等、通行が禁止されている道路又はその周辺、港湾、海岸又は漁港等において行う ①巡回監視 ②応急作業等
支給額	540円～820円	710円～2,160円 ※人事委員会規則で定める特例加算額を含む。

#### (5) 特定大規模災害等に対処するための特殊勤務手当の特例の新設

ア 特定大規模災害に対処するため死体の取扱いに関する作業に従事したときは、1日当たり4,000円を超えない範囲内で人事委員会が定める額の特殊勤務手当を支給する。

イ 原子力緊急事態宣言があった場合で、当該原子力緊急事態宣言に係る原子力事業所の敷地内又はその周辺の区域等で行う作業に従事したときは、1日当たり4万円(公立学校職員の給与に関する条例の適用を受ける者にとっては、2万円)を超えない範囲内で人事委員会が定める額の特殊勤務手当を支給する。

## 4 施行期日等

公布の日から施行し、3の(1)は平成29年4月1日から、3の(3)の同年12月期の期末手当及び勤勉手当に係るものは同年12月1日から適用する。

ただし、3の(2)及び3の(3)の平成30年度以降の期末手当及び勤勉手当に係るものは平成30年4月1日から施行する。

# 番号法に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の概要

## 番号法の規定

- (1) 番号法においては、マイナンバーの利用範囲を以下のとおり規定(法第9条)
- ▶ 番号法別表第1に掲げる主体が、同表に掲げる事務において利用する場合(法定利用事務)  
＜例＞生活保護法による保護の実施に関する事務(法別表第1の項番15)  
法律による就学支援金の支給に関する事務(法別表第1の項番91)
  - ▶ **地方公共団体が、条例で定める事務において利用する場合**  
「高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例」(番号条例)を制定済み(平成28年7月1日)  
※ 国の個人情報保護委員会から示された情報連携の対象となる事務のみを規定。
- (2) 番号法においては、第19条各号に定める場合を除き、情報連携などによる特定個人情報の提供を制限
- ▶ 番号法別表第2に掲げる事務等であって、情報提供ネットワークシステムを使用して情報連携を実施する場合(法定連携)(法第19条第7号)
  - ▶ 個人情報保護委員会規則に基づく届出が認められた条例事務であって、情報提供ネットワークシステムを使用して情報連携を実施する場合(規則連携)(法第19条第8号)

## 追加事務について

### **私立中学校等修学支援実証事業費補助金の交付に関する事務**

- ▶ 私立小中学校等に在学する児童生徒に対して、保護者等の市町村民税の所得割額が10万2,300円未満(年収約400万円未満)の場合、児童生徒1人当たり年10万円を上限に補助金を支給する事務。
  - ▶ 情報連携を行うことにより、世帯の確認のための住民票や、市町村民税額の確認のための課税証明書の省略が可能となる。
- ※ 平成29年7月5日付けの国の個人情報保護委員会の通知において、情報連携の対象となる事務に追加された。

## 改正条例の概要

### **改正内容**

上記事務について、県が個人番号を利用することができるよう番号条例に追加しようとするもの。

### **施行期日**

規則で定める日

(情報提供ネットワークシステムの整備が完了し、情報連携が可能となる平成30年7月を予定)

# 都市計画法施行条例の一部を改正する条例議案について(南国市への開発行為の許可等の権限移譲)

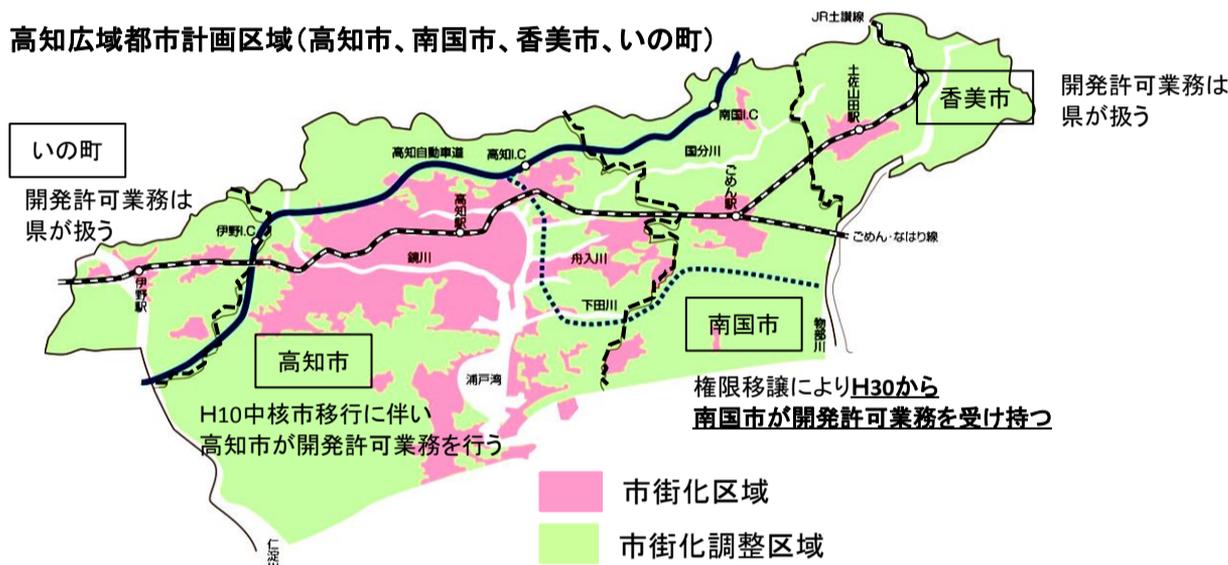
都市計画課

## 1 条例改正の目的(地方自治法第252条の17の2の事務処理特例による権限の移譲)

- 住民に最も身近な行政主体である市町村が、県との適切な連携と役割分担のもとで、福祉やまちづくりといった分野の行政を、自らの判断で進めることが重要であるため、「住民の利便性の向上」、「住民の意向の的確な反映」、「地域の活性化」などの観点から「条例による事務処理の特例制度」が創設された。
- 開発許可制度について、それぞれの地域の実情に応じた主体的な判断や許可までの迅速な対応による住民サービスの向上を目的として、南国市に開発許可等の権限を移譲するため都市計画法施行条例を改正するもの。

## 2 開発許可とは

- 建築物を建築するために開発行為(土地の区画形質の変更)をしようとする者は、あらかじめ都道府県知事、指定都市(中核市)の長の許可を受ける必要がある。(法第29条)  
(市街化調整区域のうち開発許可を受けた開発区域以外の区域内においては、別途法第43条の規定による都道府県知事の許可を受けなければ建築物を建築することもできない。)



## 3 改正内容(南国市への開発行為の許可等の権限移譲)

以下の業務を南国市へ移譲

- 開発行為の許可、変更の許可、許可証の交付
- 市街化調整区域における開発行為を伴わない建築物の建築等の許可
- 工事完了の検査、検査済証の交付、工事完了の公告
- 開発登録簿の調整・保管

南国市都市計画法施行条例(案)の規定により、市街化調整区域内において、

- 1 店舗等は2,000㎡、延べ床600㎡以下のものまで開発可能に(県基準では1,000㎡、延べ床300㎡以下)
- 2 平成29年1月以前に宅地又は雑種地であった土地も開発可能に(県基準では昭和45年10月以前に宅地であったもののみ開発可能)
- 3 空き家の戸建て住宅の用途変更の要件緩和

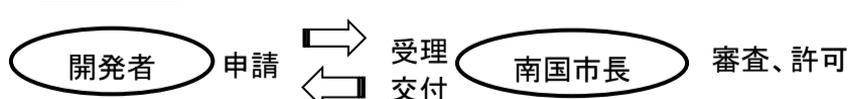
※1及び2については集落拠点周辺エリア(例:合併前の役場があった地域など)にのみ適用

## 4 南国市への権限移譲前後の事務の流れ

権限移譲前



権限移譲後



## 5 権限移譲の時期(施行時期)

- 平成30年4月1日

# 公営住宅法改正に伴う 高知県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

## 公営住宅法改正の概要

### 【現行】入居者の収入申告義務

公営住宅の家賃は、入居者が申告した収入等に応じて毎年度決定。申告がない場合は近傍同種住宅の家賃額(家賃の上限額)を適用。

### 【改正】認知症患者等で収入申告が困難であると事業主体が認める者の収入申告義務の免除

認知症患者、知的障害者、精神障害者等収入申告が困難と認められる者については、事業主体が官公署での書類の閲覧等により把握した収入に基づき家賃を決定可能に。

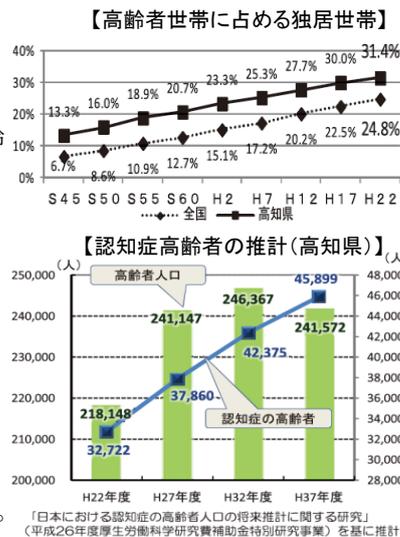
## 本県の現状

本県は全国に先駆けて高齢化が進んでおり、高齢者世帯に占める独居世帯の割合も高く、認知症高齢者も増加する見込み。

県営住宅では、同居親族要件が撤廃されたH23以降高齢単身世帯が増加。

〔10月1日現在、入居3,856世帯の約20%が単身高齢世帯。〕

収入申告がなく近傍同種住宅の家賃額となる世帯が、毎年20世帯程度発生。



法で「家賃に関することは条例に定める」とされていることから、対応する条例の規定が必要。

本県の現状に鑑みれば、認知症患者等収入申告が困難な入居者の収入申告義務を免除する必要性は大。

## 高知県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正

### 【改正内容】

・認知症患者等収入申告が困難な入居者については、県が職権で把握した収入に基づき家賃を定めることができることとする。(条例第13条第4項等 下図の太線ルートの新設)

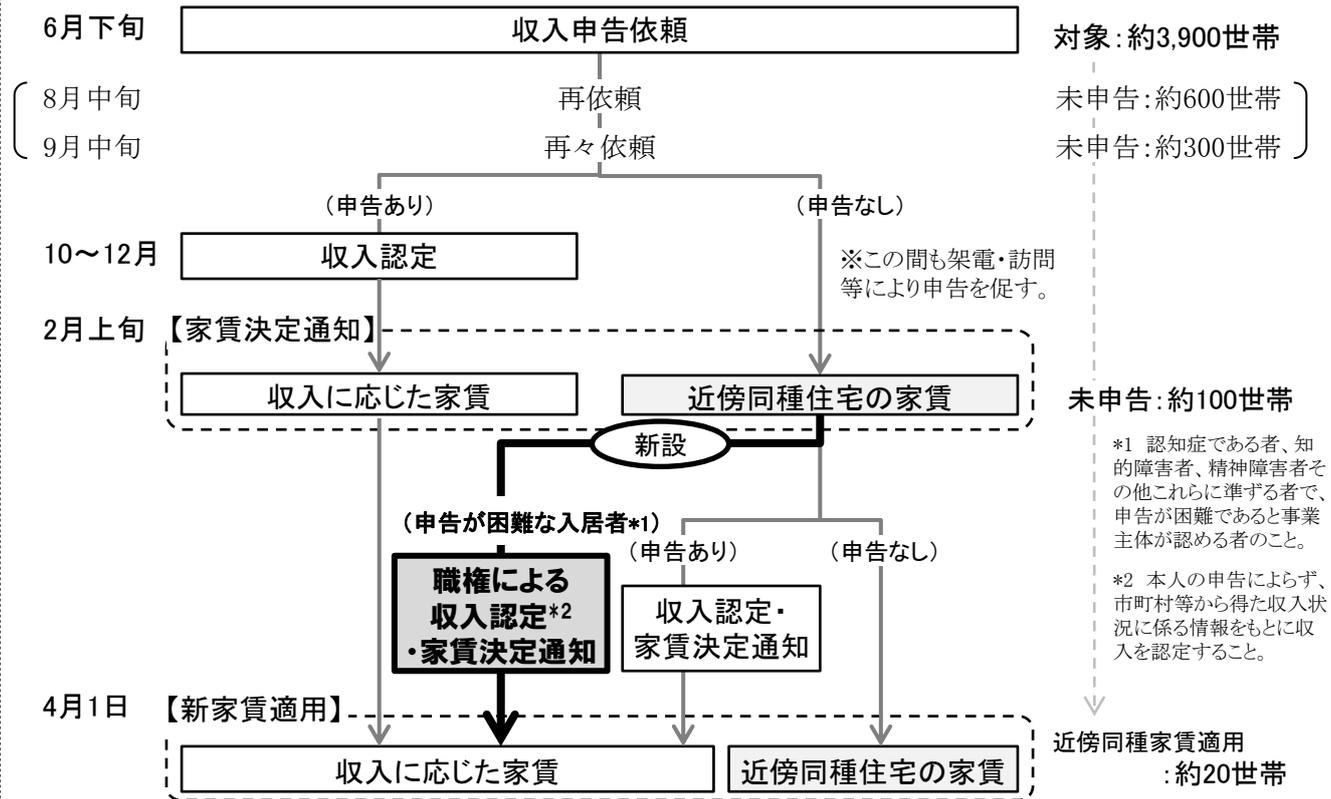
### 【効果】

・収入申告することが困難な入居者の家賃について、収入に応じた適正な家賃額とすることができ、入居者の負担軽減、ひいては滞納の未然防止に繋がる。

### 【施行日】

・公布日施行(H30年度家賃から適用)

### 【県営住宅の家賃決定フロー】



**塩見記念青少年プラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について（生涯学習課）**

**(1) 塩見記念青少年プラザの沿革**

- ・昭和47年に「塩見文庫」（開設者：塩見俊二元国会議員夫妻）が電気ビルから 現地に移転
- ・平成3年に運営主体であった財団法人の解散に伴い、土地・建物・書籍・備品等を県が寄附受納し、平成5年に「高知県立小津青少年ふれあいセンター」として開設
- ・平成14年に「塩見文庫」を廃止し、県立図書館等に蔵書を一部移転、その後改修工事のうえ、平成16年に「塩見記念青少年プラザ」としてリニューアルオープン

**(2) 改築の経緯**

老朽化に加え耐震性に問題があることから改築することとし、併せて青少年への相談援助機能の強化や、青少年が集いやすい場所としての充実を図ることを決定（H25）。平成30年6月開館予定。

【強化】：県警少年サポートセンターの相談室（3→5室）の増設、県思春期相談センターの設置

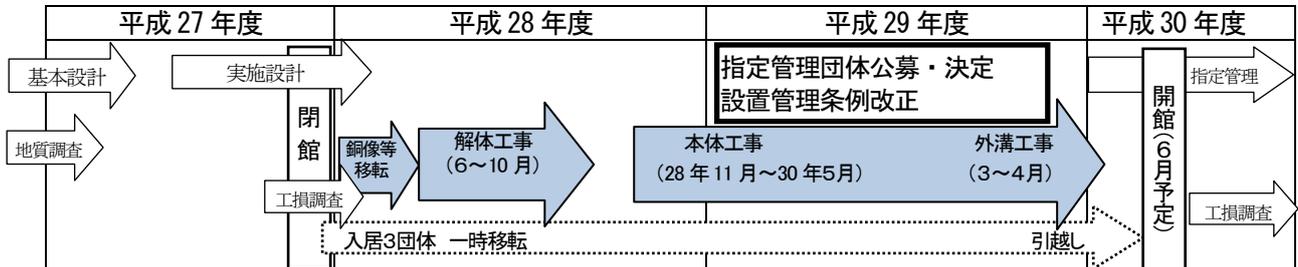
【充実】：音楽スタジオ（1→3室）、個人学習席（14→26席）及び駐輪場（19→53台）の増設

**(3) 整備施設の概要**

- ・整備場所 高知市小津町6-4（現施設位置）
- ・延床面積 1,597.17㎡（現在の建物延床面積 1,086.83㎡）
- ・構造及び階数 鉄筋コンクリート5階建
- ・整備方法 現在の建物を解体後、現地に建物を建設（全面改築）
- ・工期 平成28年11月22日～平成30年3月31日（工期延長予定）
- ・総工費 681,596千円（H29.11.15時点）



**(4) 改築に向けた今後のスケジュール**



**(5) 条例改正による使用料の見直し**

区分	計算単位	新		旧	
		18歳未満の者等	18歳未満の者等以外の者	18歳未満の者等	18歳未満の者等以外の者
学習室(グループ用)	1時間	—	260円	—	230円
多目的室	全室	—	1,530円	150円	820円
	1/2室	—	760円	80円	410円
音楽スタジオ1	1時間	200円	400円	150円	200円
音楽スタジオ2	1時間	50円	100円		
音楽スタジオ3	1時間	50円	100円		
学習室(グループ用)、多目的室及び音楽スタジオの附属設備	1時間又は許可1回	規則で定める額	規則で定める額	規則で定める額	規則で定める額

\* 上記の金額に消費税を加えた額(10円未満は切り捨て)を納付

\* 空調、設備は別途設定

# 高知市及び高知県における「れんけいこうち広域都市圏」の 取組の推進に係る連携協約について

市町村振興課

## 1 趣旨

高知市を中心とし、県内全市町村を圏域とする「れんけいこうち広域都市圏」について、県市が連携して取組を推進し、県勢浮揚につなげていくため、高知市と県の間で地方自治法第 252 条の 2 に基づく連携協約を締結するもの。

## 2 協約の内容

### ① 基本方針

県市が連携して連携事業を推進することで、人口減少・少子高齢社会にあっても、活力ある地域経済を維持し、住民が安心して快適な暮らしを営むことができる圏域を形成し、もって県勢浮揚につなげていくという目的を達成するため、役割分担を明確にし、相互に連携を図る。

### ② 役割分担

(市) 県及び連携市町村と緊密に協議を行いながら、圏域の中心となって、連携事業の実施、その効果の検証及びビジョンの更新等、P D C A サイクルに沿って連携事業を推進。

(県) ・ P D C A サイクルに沿って連携事業が推進されるよう、また、連携事業と県の施策との整合性が図られるよう、高知市及び連携市町村に対する情報提供、助言、連絡調整を実施。

・ 連携事業の効果が最大限に発揮されるよう、高知市及び連携市町村に対する情報提供、助言、財政的支援その他の支援を実施。

### ③ その他

- ・ 定期的な協議の実施
- ・ 平成 30 年 4 月 1 日から協約の効力発生

## 3 スケジュール

平成29年12月	高知市と県との連携協約に係る議決 高知市と各市町村との連携協約に係る議決
平成30年3月	連携協約締結式、ビジョン策定

平成29年12月議会 指定管理者の指定に関する議案 【参考資料】

番号	施設名	前 回				今 回				課室名
		指定管理者	応募者数	指定期間	年数	指定管理候補者	応募者数	指定期間	年数	
1	人権啓発センター	(公財)高知県人権啓発センター	1	H27.4.1 ～ H30.3.31	3年	(公財)高知県人権啓発センター	1	H30.4.1 ～ H35.3.31	5年	人権課
2	森林研修センター 研修館	(公財)高知県山村林業振興基金	1	H27.4.1 ～ H30.3.31	3年	(公財)高知県山村林業振興基金	1	H30.4.1 ～ H35.3.31	5年	森づくり推進課
3	月見山こどもの森	情報交流館ネットワーク	1	H27.4.1 ～ H30.3.31	3年	情報交流館ネットワーク	1	H30.4.1 ～ H35.3.31	5年	環境共生課
4	室戸体育館	室戸市	直指定	H27.4.1 ～ H30.3.31	3年	(株)双葉造園	1	H30.4.1 ～ H35.3.31	5年	公園下水道課
5	池公園	(株)双葉造園	1	H27.4.1 ～ H30.3.31	3年	(株)双葉造園	1	H30.4.1 ～ H35.3.31	5年	公園下水道課
6	甲浦港海岸緑地公園	東洋町	1	H27.4.1 ～ H30.3.31	3年	東洋町	1	H30.4.1 ～ H35.3.31	5年	港湾・海岸課
7	塩見記念青少年プラザ	NPO法人たびびと	1	H27.4.1 ～ H28.3.31	1年	NPO法人たびびと	3	H30.4.1 ～ H35.3.31	5年	生涯学習課
8	高知公園	入交グループ高知公園管理組合	1	H25.4.1 ～ H30.3.31	5年	入交グループ高知公園管理組合	1	H30.4.1 ～ H35.3.31	5年	文化財課
9	埋蔵文化財センター	(公財)高知県文化財団	直指定	H25.4.1 ～ H30.3.31	5年	(公財)高知県文化財団	直指定	H30.4.1 ～ H35.3.31	5年	文化財課

＜応募者数の増加（競争性の確保）を図るための取組＞

応募者が事業計画を立てやすいよう統一的に①～⑦の取組を実施。□

- ① 指定期間を原則3年→5年に延長
- ② 募集期間を45日→60日に延長
- ③ 県外事業者の応募要件を緩和□県内事業者とJVを組み、業務開始時までには事業所等を県内に設置すれば応募可能に)
- ④ 施設の利用状況や管理状況、収支状況等の情報を募集要項に添付
- ⑤ 管理代行料の参考価格の積算資料を提示□
- ⑥ 応募の趣旨や意図を明確化するため、できる限りわかりやすく様式に注釈を付記
- ⑦ 広報の強化□募集情報を県HPのトップページや広報誌、指定管理者に係る全国的な団体のHPに掲載するなど

# 県道窪川船戸線（岩土トンネル）防災・安全交付金工事

## 1 位置図



## 2 工事概要

路線名	県道窪川船戸線
工区名	岩土工区
施工場所	高岡郡津野町岩土
工事内容	岩土トンネル 工事延長L= 547m (うち、トンネルL=521m)
事業効果	<p>県道窪川船戸線は、沿線の四万十川や四国カルストを中心とした地域の観光・産業の振興を支えるとともに、災害時における第2次緊急輸送道路に位置づけられた重要な路線であるため、2車線化及び時間短縮のために線形是正による整備を全線にわたって進めている。</p> <p>当該工区の現道部は、幅員が狭隘で線形が悪いうえ落石の危険性も高く、異常気象時の事前通行規制区間にも指定されているが、現道部を活用した道路整備を行うと、2車線化に加えて落石等の防災対策が必要となりコストが高くなる。</p> <p>こうしたことから、トンネル工事による改良が必要であったものの、用地取得が難航したことにより工事の着手に至っていなかったものである。</p> <p>このたび、用地取得が完了したことから工事に着手し、通行時間の短縮と安全性の向上を図るとともに、観光振興及び地場産業の活性化を支える信頼性の高い道路ネットワークの形成を図ろうとするものである。</p>
入札方法	一般競争入札
応札業者	7者
契約の相手方	生田・上岡・山興特定建設工事共同企業体
完成期限	平成31年8月28日
契約金額	1,313,874,000円

# 平成29年度 12月補正予算（案）の概要

## 台風第21号等による被害への迅速な対応



## 高知家健康パスポートの 取り組みの充実



## 足摺海洋館の平成32年夏開館に向けた取り組み



平成29年12月1日  
高知県総務部財政課

## 1. 台風第21号等による被害への迅速な対応

4億92百万円

- ◆ 園芸用ハウスや畜産施設などの復旧を支援
- ◆ 道路や公園などの公共施設等の迅速な復旧に向けた対策を実施

## 2. 5つの基本政策の加速

2億40百万円  
(債務負担行為額19億28百万円)

### ■ 経済の活性化

- ◆ 足摺海洋館の造成工事等を実施
- ◆ 牧野植物園に（仮称）ファミリー園、スタディ園を整備
- ◆ 県内に立地するコンテンツ企業の初期投資等を支援
- ◆ 産業人材の育成に向けた土佐まるごとビジネスアカデミー（土佐MBA）を充実

### ■ 日本一の健康長寿県づくり

- ◆ 高知家健康パスポートの取組を来年4月よりさらに充実

### ■ 南海トラフ地震対策の抜本強化・加速化

- ◆ 住宅の耐震化のさらなる加速

### ■ インフラの充実と有効活用

- ◆ 公共工事の端境期対策を実施

## 3. その他

7億23百万円  
(債務負担行為額13億6百万円)

- ◆ 小動物管理センターの管理運営委託に係る債務負担行為を設定
- ◆ 県有施設（高知公園など9施設）の指定管理者による管理運営業務に係る債務負担行為を設定
- ◆ 人件費の補正（人事委員会勧告に伴う給与改定、時間外勤務手当の増、新陳代謝等による減）

# 12月補正予算（案）の全体像

## 歳入

(単位 千円、%)

区分	平成29年度			前年度12月補正後 (D)	前年度12月比増減 (C-D)/(D)
	現計予算(A)	補正額(B)	計(A+B=C)		
(1) 一般財源	310,111,272	1,390,382	311,501,654	313,527,921	△ 0.6
県 税	65,908,135		65,908,135	65,424,531	0.7
地方消費税清算金	26,549,211		26,549,211	27,511,818	△ 3.5
地方譲与税	13,091,000		13,091,000	12,553,000	4.3
地方交付税等 <sup>(ア+イ)</sup>	191,188,000		191,188,000	194,352,000	△ 1.6
(うち地方交付税) ア	(170,969,000)		(170,969,000)	(173,041,000)	(△ 1.2)
(うち臨時財政対策債) イ	(20,219,000)		(20,219,000)	(21,311,000)	(△ 5.1)
財調基金取崩	3,355,712	1,390,382	4,746,094	2,091,629	126.9
その他	10,019,214		10,019,214	11,594,943	△ 13.6
(2) 特定財源	156,099,232	64,772	156,164,004	167,683,314	△ 6.9
国庫支出金	65,831,523	△ 89,701	65,741,822	75,892,612	△ 13.4
県 債	49,173,000	7,000	49,180,000	53,422,000	△ 7.9
(うち退職手当債) オ	(5,000,000)		(5,000,000)	(3,000,000)	66.7
減債基金 <sup>(カ)</sup>	7,560,202		7,560,202	8,833,031	△ 14.4
(ルール外分)					
その他	33,534,507	147,473	33,681,980	29,535,671	14.0
総計(1)+(2)	466,210,504	1,455,154	467,665,658	481,211,235	△ 2.8

県債計 <sup>(イ+オ)</sup>	69,392,000	7,000	69,399,000	74,733,000	△ 7.1
財源不足額 <sup>(カ+キ)</sup>	15,915,914	1,390,382	17,306,296	13,924,660	24.3

## 歳出

(単位 千円、%)

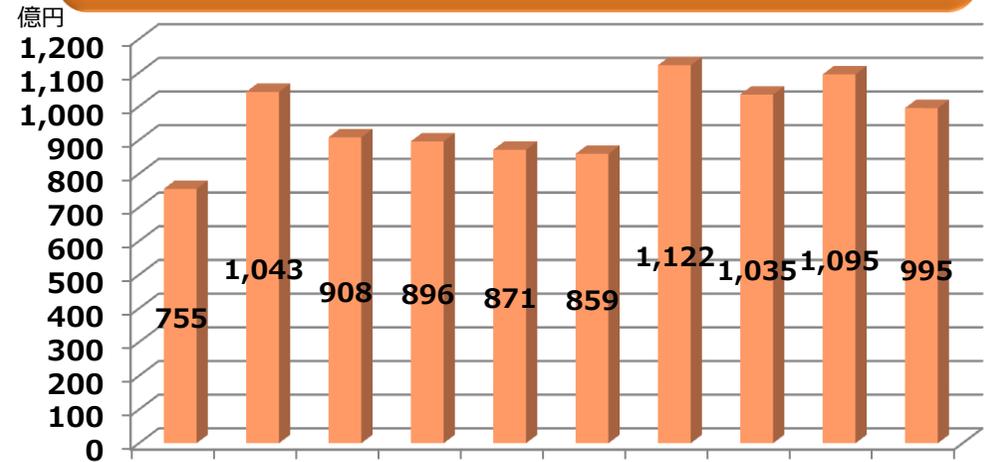
区分	平成29年度			前年度12月補正後 (D)	前年度12月比増減 (C-D)/(D)
	現計予算(A)	補正額(B)	計(A+B=C)		
(1) 経常的経費	362,165,616	1,286,290	363,451,906	359,622,456	1.1
人件費	116,754,482	868,192	117,622,674	118,205,632	△ 0.5
(うち退職手当を除く)	(103,498,454)	(868,192)	(104,366,646)	(105,133,383)	(△ 0.7)
扶助費	12,397,152		12,397,152	12,598,301	△ 1.6
公債費	73,456,904		73,456,904	70,068,584	4.8
その他	159,557,078	418,098	159,975,176	158,749,939	0.8
(2) 投資的経費	104,044,888	168,864	104,213,752	121,588,779	△ 14.3
普通建設事業費	99,449,111	55,302	99,504,413	117,777,389	△ 15.5
補助事業費	63,729,634	3,564	63,733,198	83,143,831	△ 23.3
単独事業費	35,719,477	51,738	35,771,215	34,633,558	3.3
災害復旧事業費	4,595,777	113,562	4,709,339	3,811,390	23.6
総計(1)+(2)	466,210,504	1,455,154	467,665,658	481,211,235	△ 2.8

## 県債残高の推移（一般会計ベース）



※ 臨時財政対策債  
本来地方交付税で措置されるべき額について、国の財政事情が厳しいことから、臨時的に地方債として配分されているもの。後年度、元利償還金の全額が地方交付税措置される。

## 普通建設事業費 12月補正後予算の推移



※H28当初予算に見込んでいた全国防災事業（H27廃止）相当分83億円を除く。

## - 目 次 -

### 主要事業の概要

○台風第21号等による被害への迅速な対応 P4～P5

○経済の活性化

・県内へ立地するコンテンツ関連企業への支援 P6

・牧野植物園（仮称）ファミリー園・（仮称）スタディ園の整備 P7

・新足摺海洋館の整備 P8

○日本一の健康長寿県づくり

・高知家健康パスポート事業の充実 P9

○文化芸術とスポーツの振興

・オリンピック・パラリンピック東京大会事前合宿招致活動  
～バドミントン日本代表合宿の開催～ P10

○その他

・小動物管理センターの管理運営 P11

### 主な事業等の概要

P12～P13

### 指定管理者による県有施設の管理運営委託

P14

# 平成29年台風第21号等による被害への対応について

## ■ 10月の台風第21号の強風等により、県内では大きな被害が発生

【人的被害・住家被害】軽傷3名、一部損壊6棟 等

【公共土木施設】＜道路＞ 県管理道路の被災箇所80箇所、＜公園＞ 県立都市公園3箇所 等

【経済被害】＜農業分野＞ 13.6億円 等

## ■ 道路などの公共施設については、応急復旧対策を速やかに実施



経済被害の回復や公共土木施設の本復旧等に必要な事業を  
12月補正予算（案）に計上し、速やかに実施

⇒ **台風第21号等被害対策関連予算 4.9億円**



## 1. 経済被害への対策 1.2億円

### 農業分野 116百万円

園芸用ハウスや畜産施設の復旧を支援

- 園芸用ハウス整備事業費補助金 109,793千円  
・県内農家における園芸施設の復旧を支援
- レンタル畜産施設等整備事業費補助金 5,773千円  
・県内農家における畜産施設の復旧を支援



## 2. インフラ施設の災害復旧、災害関連事業 3.7億円

### (1) 公共施設等災害復旧事業等 341百万円

#### ■ 道路 321百万円

- ・国道6路線、県道74路線 計80路線の倒木撤去、崩土撤去及び路面清掃

#### ■ 公園 15百万円

- ・県立都市公園 計3箇所の倒木撤去 11,996千円
- ・森林技術センターや甬喜ヶ峰森林公園内の倒木撤去 2,951千円

#### ■ 河川 5百万円

- ・永瀬ダムの流木撤去

### (2) 文化財の災害復旧事業 11百万円

- 高知城の石垣の修復工事に必要な測量等を委託 11,447千円

### (3) 県有施設の災害復旧事業 19百万円

- 学校施設の修繕 3,564千円
- 県営住宅の修繕 7,500千円
- 庁舎・宿舍の修繕 7,557千円



## 1. 台風第21号による農業被害の状況

### ■被害金額 1,355百万円（過去10年間で2番目の被害規模）

- |  |                     |
|--|---------------------|
| (1) 農作物等関係（ビニールハウス、作物等） 1,305百万円                 | (2) 畜産関係 41百万円      |
| ア 施設被害：660百万円                                    | 施設被害（畜舎・附帯施設）       |
| 被覆資材（ビニール）破損 1,120棟 346,840千円 149.74ha           |                     |
| 本体（ハウス）破損 275棟 313,197千円 31.05ha（面積、金額には附帯施設を含む） | (3) 農地・農業用施設関係 9百万円 |
| イ 作物被害：645百万円                                    | 畦畔の崩壊、水路            |

## 2. 農業者の早期復旧に向けた支援

### ①施設本体（ハウス）破損への支援

園芸用ハウス整備事業費補助金 109,793千円（12月補正予算）

・復旧面積4.64ha、復旧棟数141棟（推計）

#### 生産者の負担を軽減

- 補助率を 1/3 → 2/5 に引き上げ
- 園芸用の育苗ハウスを被災した方への復旧を新たに支援

#### 早期復旧を支援

- 市町村予算が措置されていない段階においても復旧に着手いただけるよう交付決定前着手の要件を市町村に周知（市町村議会議決見込の段階で届出により着手可能）
- 見積書取得要件を 5 → 2 件に緩和

#### 高機能化を支援

- 一般ハウスを軒高・高強度ハウスへ建替える場合も支援対象とし、その補助基準額を 700万円/10a → 1,000万円/10a に引き上げ

### ②畜産施設被害への支援

レンタル畜産施設等整備事業費補助金 5,773千円（12月補正予算）

・対象者：1件

#### 生産者の負担を軽減

- 補助率を 1/3 → 2/5 に引き上げ

## 3. 融資制度

### ○日本政策金融公庫融資

- ・農林漁業セーフティネット資金
- ・農林漁業施設資金
- ・スーパーL資金
- ・経営体育成強化資金
- ※貸付当初5年間実質無利子

### ○農協系統資金融資

- ・農業近代化資金
- ※貸付当初5年間実質無利子
- など

# 県内へ立地するコンテンツ関連企業への支援

「産業創造課」

目標：新規雇用者数（H27以降の累計値） 現状（H27）：71人 ⇒ 4年後（H31）：161人 ⇒ 6年後（H33）：260人 ⇒ 10年後（H37）：566人

12月補正予算額 【債務負担行為】76,539千円

## コンテンツ産業振興の取り組み

### 戦略の柱1 企業間の連携支援

#### 企業間の連携強化

- コンテンツビジネス起業研究会の場を活用した事業連携や協業の促進

#### ビジネスマッチングの推進

- 県内事業者の発注案件と起業研究会会員企業の商品・サービスのマッチングを推進

### 戦略の柱2 外商の推進

#### コンテンツビジネス事業化支援

- コンテンツ分野での事業化を目指す事業者の事業化プランの策定から実現までを一貫して支援

#### 販路拡大支援

- 首都圏での販路拡大を目指す事業者の見本市への出展を支援

事業拡大

担い手確保



売上増

### 戦略の柱4 人材確保・人材育成支援

#### <人材確保支援>

#### 首都圏人材ネットワークの構築

- 首都圏在住の人材及び企業とのネットワークを構築し、県内へのU・Iターンや企業立地を促進

#### <人材育成支援>

#### 『アプリ開発人材育成講座』（土佐MBA）の開催

- アプリ開発に関する基礎的な知識から実践的な技術までを習得できる講座を開催

雇用創出

### 戦略の柱3 コンテンツ関連企業の立地

#### コンテンツ関連企業の立地促進

- コンテンツ企業立地促進事業費補助金やこれまで構築してきた首都圏コンテンツ企業等とのネットワークを生かした企業誘致活動を展開
- 立地意向アンケート調査の実施による新たな立地有望企業の積極的な掘り起こし

全体を下支え

高知県コンテンツビジネス起業研究会（会員事業者数：46事業者（H29.11.1現在））

## これまでの主な成果

### 1 コンテンツ企業立地件数：12件（H25からの累計）

- ・ゲーム関連の上場企業2社による合併会社
- ・人工知能の研究開発企業の子会社
- ・ゲーム及びVRコンテンツ開発企業の子会社 など

※12月補正予算による2社を加えると14件に

### 2 新規雇用者数：153人（H25からの累計）

## コンテンツ関連企業の立地経費への支援

### ○コンテンツ企業立地促進事業費補助金

【債務負担】76,539千円

事業目的：県内に立地したコンテンツ企業の新規雇用、事業所開設費及び運営費に係る経費を支援し、本県経済の活性化と雇用機会の拡大を図る。

補助先：コンテンツ企業立地促進事業費補助金要綱に基づく指定企業（2社）

補助期間：平成29年度～平成32年度

補助対象経費及び補助率

補助対象	補助率
オフィス改修費（500万円以内）	50%
オフィス賃料、通信費、設備リース費、研修費等	50%
償却資産取得費	20%
雇用奨励金（非正規40万円～正規120万円）	定額

## 今後の展開

### ポイント

- ・IT・コンテンツ産業のクラスター形成に向けた更なる企業誘致
- ・立地企業の人材確保ニーズへの対応

### 施策の方向性

#### ●IT・コンテンツ人材育成の充実・強化

企業や大学、専門学校等と連携し、IT・コンテンツ業界で求められる知識・技術に関する人材育成講座の更なる拡充

#### ●首都圏からの人材確保等の取り組みの充実・強化

- ・首都圏人材ネットワークにおいて、「人材の掘り起こし」、「交流・勉強の場の充実」、「人材マッチング」を一気通貫で推進する仕組みの構築
- ・首都圏人材ネットワークを通じた立地有望企業の掘り起こし



# 牧野植物園（仮称）ファミリー園・（仮称）スタディ園の整備

《環境共生課》

12月補正予算額 13,845千円 【債務負担行為】512,667千円

## 整備の目的

牧野植物園磨き上げ整備事業として、開園60周年を迎える**平成30年11月の供用開始**を目指し、新たに（仮称）ファミリー園及び（仮称）スタディ園を整備する。牧野植物園の立地する五台山の地形を活かした県民の皆様にも愛される憩いの場や、植物に触れることで子どもたちの探究心を育む学びの場を造成し、県内外からの誘客を図る。

## 内容

### （仮称）ファミリー園 憩いの場

- ・子どもから大人まで植物に囲まれて自由に走り回ることができ、お弁当を広げられる芝生広場、多様な植栽
- ・眺望を活かした展望デッキ（太平洋を一望）
- ・東屋、ベンチ等の休憩施設、トイレ、バリアフリー園路
- ・四季折々のフラワーイベントの開催



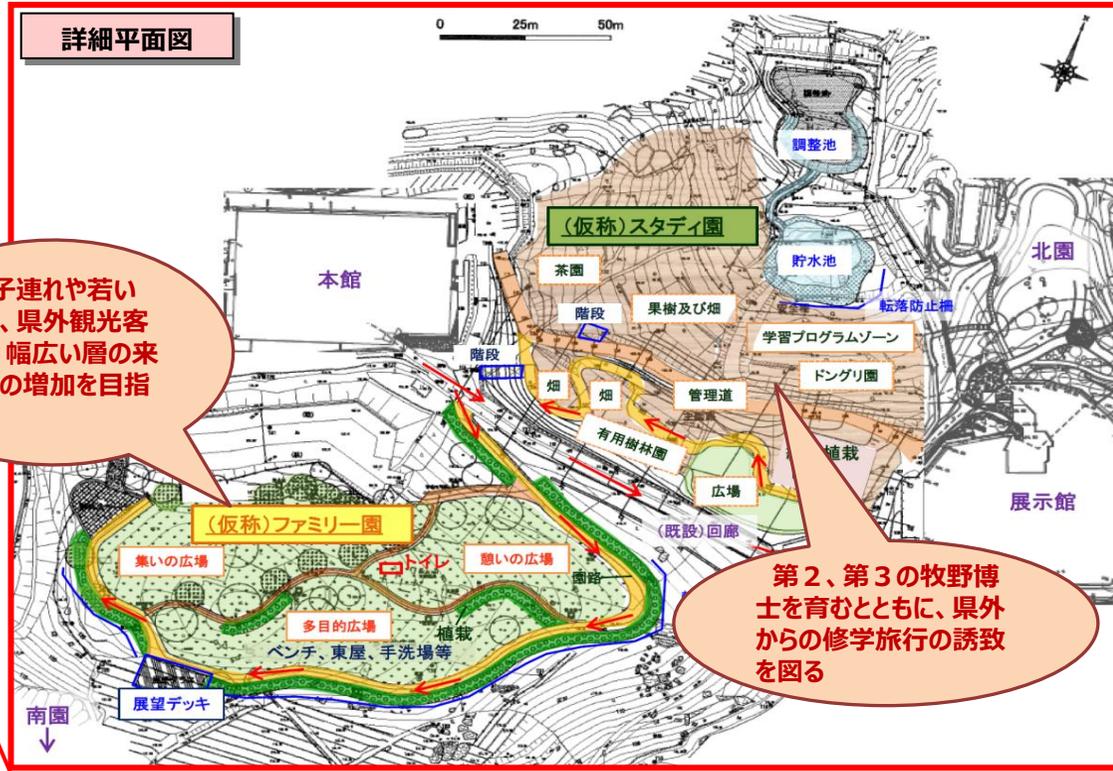
### （仮称）スタディ園 学びの場

- ・学校の校外学習に活用できるフィールド  
：有用樹林、畑、茶畑、ドングリ園、広場、手洗場、ベンチ
- ・子どもたちが植物に触れる機会を増やす参加、体験型の学習プログラムを実施（自然の中で気づき⇔行動を促す教育）
- ・一般の来園者も植物を手に取り、植物の有用性について学ぶことができる場（スタディ園を組み入れたガイドツアーなど）



## 平面位置図

## 詳細平面図



親子連れや若い世代、県外観光客など、幅広い層の来園者の増加を目指す

第2、第3の牧野博士を育むとともに、県外からの修学旅行の誘致を図る

## 整備スケジュール

	H29	H30
アクセス道路（工事用道路）	設計 → 施工	
（仮称）ファミリー園・（仮称）スタディ園	設計 →	11月 施工

## 期待される整備効果

【来園者数の増】（仮称）ファミリー園、（仮称）スタディ園の供用開始により、**4万人増/年**（うち県外観光客：1万人）  
【教育効果】県内児童生徒の理科学習や遠足利用の増加

同じく開園60周年を契機に行う夜間開園の拡大と併せ、年間20万人以上の来園者数を目標とする。  
**14.6万人（H28）→20万人以上**

**基本方針：水族館本来の機能(自然保護、教育・環境教育、調査研究、  
【コンセプト】レクリエーション)を有したうえで、展示と目の前の自然環境  
(竜串湾など)やアクティビティが連動する日本初といえる  
ような特徴ある水族館として整備する**

## ■新足摺海洋館の特徴

- I 目の前に広がる竜串湾や地域の自然と連動する一体感ある展示の実現
- II 隣接するピナーセンター[環境省]と連携し、展示から本物の自然を体感できる竜串湾(桜浜)やその周辺に誘導
- III 地域の自然・体験、食、歴史を周遊させるクラスタの拠点

規模・構造：地上2階、鉄筋コンクリート造  
本館建築面積：2,164.21㎡(986.15㎡)  
本館延床面積：3,397.81㎡(2,435.31㎡)  
展示水槽数：70基、約710t(38基、約461t)  
展示数：300種4,500匹(200種3,000匹)  
**総工事費：4,490,445千円**  
**開館時期：平成32年夏前** ※( )は現館の数値



【外観イメージ】

展示構成(案)

## I 竜串湾や地域の自然と連動する一体感ある展示の実現

～黒潮の恵みに生物きらめく海と森～

- ①足摺の原生林：地域の植生や巨石群を再現し、河川に生息する魚類やカワウソを展示
- ②プロローグ：目の前の海で見られるウミガメやサンゴを展示
- ③竜串湾：日本初の海中(海域)公園に指定され、ジオサイトにも選定された素晴らしい景観を有する竜串湾を館内で最大となる水槽(500t規模)で再現
- ④足摺の海・外洋：黒潮がはこぶ温帯域の魚や清水サバ、メジカ、カツオ、サメなどが群れをつくる雄大な海を再現
- ⑤ウミウシ・クラゲ：竜串湾内に300種以上生息しているウミウシやクラゲを幻想的に展示
- ⑥深海：宝石サンゴなど土佐湾沖ならではの地形に生息する深海生物を展示
- ⑦企画展示：話題性のある生物の展示や他水族館と連携した企画展を開催
- ⑧エピローグ・コンシェルジュ：竜串湾や周辺地域へ誘導し、本物のフィールドでの体感につなげる

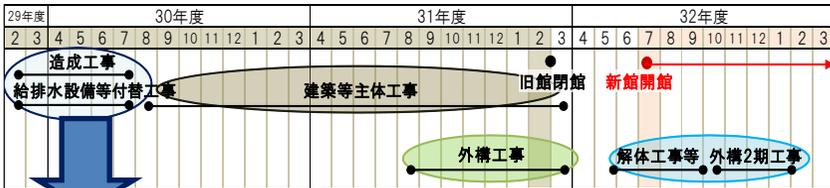


整備概要(案)

スケジュール

12月補正予算案の概要

経済効果



## ■施設整備等工事請負費【債務負担】74,998千円

- ①造成工事：敷地の切土・盛土、支障物の撤去、仮設道の整備等
- ②給排水設備等付替工事：給排水設備の敷設・撤去等

## ■工事等監理委託料【債務負担】17,826千円

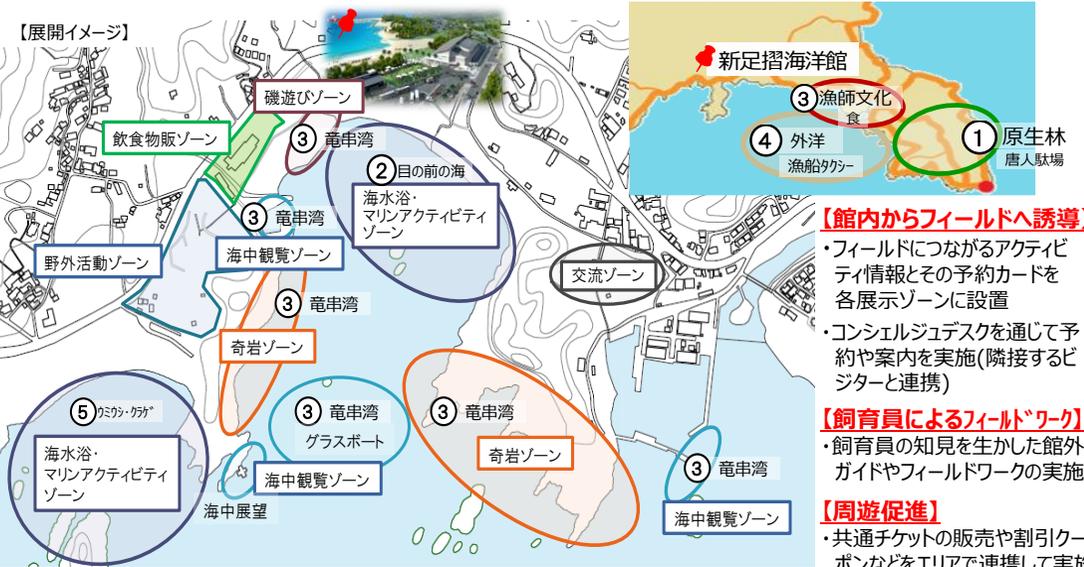
- ①造成工事及び②給排水設備等付替工事の工事監理等

■安定期[6年後:入館者数11万人]における県内への経済波及効果の試算[県外入館者分] ⇒ **約12億円(約16億円)/年**  
[開館後3年間の経済波及効果の累計 約43億円(約57億円)]

※( )内は県内の入館者を含めた試算

周辺の観光資源に誘う仕組み(クラスタ)の形成

## II・III 展示から本物の自然を体感できる竜串湾(桜浜)やその周辺に誘導



新足摺海洋館自らが積極的な情報発信とセールス活動を行うとともに、**ポスト維新博事業との連動や大阪海遊館等の協力を得てプロモーションを展開**

## 高知家健康パスポートの概要

壮年期の死亡率の改善を図るため「高知家健康パスポート」を発行し、県民の健康意識の更なる醸成と健康的な保健行動の定着化を図る。

【取得者数：Ⅰ 20,075名、Ⅱ 1,595名（H29.11.20現在）】

**2万人突破！**

### パスポートを活用した健康づくりの県民運動を展開

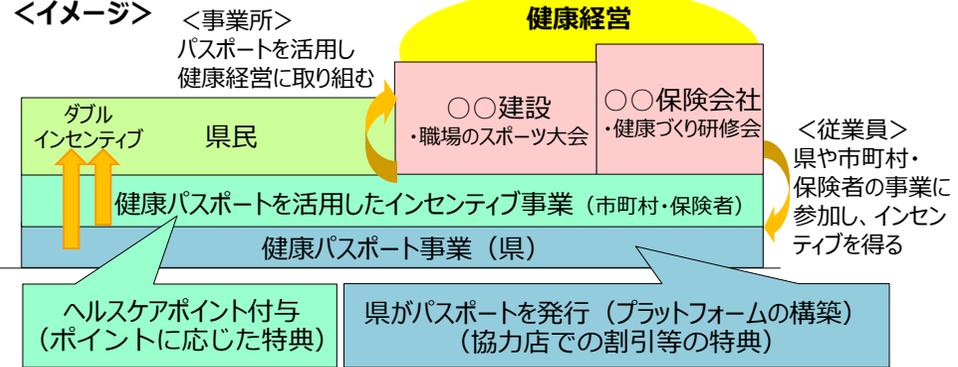
#### ■市町村・保険者のプラットフォームとして活用

・県の特典と、市町村・保険者のインセンティブ事業によるダブルインセンティブ事業の展開

#### ■健康経営のプラットフォームとして活用

・事業所はパスポートを活用し健康経営に取り組む

### ＜イメージ＞



## ランクアップ制度の充実と事業の延長

### ■新たにパスポートⅢ、マイスター制度を導入

#### ヘルシー高知家プロジェクト 4つの行動目標

「健診を受ける」  
「健康知識を得る」「健康に食べる」  
「体を動かす」

シール3色  
(指定ポイント数以上)  
100ポイント貯めると！

指定ポイント数  
ピンクシール 10P以上  
グリーンシール 30P以上  
ブルーシール 30P以上

ピンクシール必須2色以上  
で40ポイント貯めると！

シール3色必須  
60ポイント貯めると！

達成！  
マイスター  
(認定証)  
100P H30.9～

シール2色以上  
3枚貯めると！

申請  
取得者像

3枚 H28.9～  
健康づくりに一歩  
踏み出した方

40P H29.4～  
健診受診と  
健康づくりの定着が  
図られた方

60P H30.4～  
積極的な  
健康づくり活動を  
持続した方

健康づくりの  
4つの行動目標  
が定着した方

### ■ランクアップの動機づけ

- 達成感** ランクアップの達成感とそれに伴う健康状態の改善・向上
- 充実感** 日々の健康活動を評価し、やる気と充実感をアップ（アプリを導入予定(H30.9～)）
- 娯楽感** ランクアップ時プレゼントの充実によるお楽しみの強化
- お得感** ランクアップに伴い優遇される特典。さらに、パスポートⅢマイスターには県立運動施設の無料パスなどを進呈

### ■事業実施期間の延長

事業期間の終期をH30年度末からH33年度末まで**3年延長！**

### 平成29年度12月補正予算(案) (3,492千円)

- ◆平成30年度4月からのパスポートⅢの導入のための資材作成等
  - ・パスポートⅢ印刷及び発送等、導入にかかる資材の準備
  - ・パンフレットの作成、周知啓発ポスターの作成による広報の強化
  - ・次年度プレゼントキャンペーンの企画による魅力の強化

# オリンピック・パラリンピック東京大会事前合宿招致活動 ～バドミントン日本代表合宿の開催～

「スポーツ課」  
12月補正予算額【債務負担行為】4,988千円

## 目的

- 世界トップレベルで県民の認知度も高いバドミントン日本代表合宿を本県で開催することにより、**県民のスポーツに対する関心（見る・する・支える）を高める**とともに、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた**機運の醸成を図る**。
- 本県の**競技力向上**などの取り組みに活かすとともに、合宿を通じてバドミントン日本代表との関係性をより強固なものとし、シンガポールの**直前合宿の実現につなげる**。

## バドミントン日本代表合宿の概要

リオデジャネイロ五輪の**金メダリスト**などが県内で強化合宿を行う。

- 合宿期間：平成30年3月30日（金）から4月6日（金）まで
- 合宿場所：南国市立スポーツセンター（大アリーナ）
- 合宿人数：日本バドミントンナショナルチーム A代表  
28名（選手23名+スタッフ5名）（予定）



## 期待される効果

- 本物のスポーツを見る機会の創出による**競技力向上（教育効果）**や**スポーツ参画人口の拡大**
- スポーツによる健康の増進や生きがいづくりによる**日本一の健康長寿県構想への寄与**
- **オリパラ事前合宿・直前合宿（シンガポール）の招致の実現性の拡大**
- 施設価値の向上による**施設利用の拡大**（合宿誘致や会員の増加など）
- メディア等で取り上げられることでの**本県の認知度アップ**
- 合宿の見学や取材など県外からの来県者が生む**経済効果**



直前合宿：2020年7月を想定（大会に向けての時差調整等）  
事前合宿：～2019年（直前合宿地選定のための合宿）

## ～ 招致活動の状況 ～

### チェコ共和国

- ・事前合宿の実施  
（カヌーナショナルチーム）
- ・自然環境を生かした合宿地の情報発信



### オランダ

- ・事前合宿の実施  
（自転車女子ナショナルチーム）
- ・オランダプロサッカーチームへ県内指導者の派遣
- ・トップアスリートの県内自転車イベントへの参加



### オーストラリア

- ・事前合宿の実施  
（ソフトボール女子ナショナルチーム）
- ・国際交流大会開催の調整
- ・日本代表チーム合宿の招致活動



### シンガポール

- ・国立スポーツ学校とのスポーツ交流  
（シンガポールスポーツスクール）
- ・シンガポールスポーツインスティテュートとの連携

#### 「課題」

- ・受入競技の事前・直前合宿時の**対戦相手の確保（バドミントン）**

## 現状

- 平成18年度より、民間業者への管理運営委託（3年間の契約）を開始。 ■開設：昭和56年3月（中央・中村の2ヶ所） ■平成10年度より高知市が中核市に移行し、共同運営
- 平成21年度からは公募型プロポーザル方式により、委託先を選定。
- 現在の委託契約期間が平成29年度末までとなっていることから、平成30年4月以降の管理運営を新たに委託。

### これまでの課題

### 対応策

#### 施設機能

- 施設の老朽化が進み、狭隘なうえ、津波浸水区域に立地している。
- 研修及び駐車スペースがないため、県民への啓発・学習の場に行けない。
- 動物診療施設がなく、獣医師がいない。

### 新センターの設置へ

#### 動物福祉

- 動物の飼養施設の防寒、避暑対策が十分でない。

#### 犬舎へのエアコン設置（H30当初予定）

- 適切な温度管理ができる動物福祉に配慮した施設に近づける。

#### 管理運営

- 収容頭数増加に伴い、飼養管理業務が増加している。
- 返還、譲渡を更に推進する必要がある。
- 譲渡動物への不妊去勢手術が一部実施に留まっている。

#### 収容頭数・処分頭数の推移 （収容・処分頭数ともに大幅に減少）

犬	H18	H28	猫	H18	H28
収容	2,313	368	収容	6,251	963
処分	2,049	86	処分	6,244	894

#### 12月補正 小動物管理センターの管理運営を委託（H30～H32）

#### 12月補正 新聞・雑誌による適正飼養の普及啓発・譲渡動物の広報強化

#### 12月補正 ミルクボランティアによる離乳前の子猫譲渡制度の構築

- 月6頭程度の子猫をボランティアに預け、離乳するまでの間育成することで譲渡につなげ、少しでも処分数を削減する。

#### 12月補正 動物の飼養管理体制の強化

- ミルクボランティア制度の開始及び犬・猫を可能な限り長く飼うことに伴い、犬・猫の飼養頭数増が見込まれるため委託事業者の人員を増やす。

#### 譲渡動物への不妊去勢手術等の徹底（H30当初予定）

- 全ての譲渡動物へ不妊去勢手術等を実施し、望まれない繁殖を防ぐとともに、更なる譲渡の推進を図る。

#### 管理体制の改善・委託業務への積極的な関与（H30当初予定）

- 食品・衛生課から小動物管理センターへ出向き、事業者との綿密な連携の元で品質管理に努める。

#### 犬・猫の飼い方講習会・譲渡見学会の休日開催の増（H30当初予定）

- 休日の講習会及び見学会を増やし開催する。（中央3回→10回、中村2回→3回）

#### メス猫不妊手術の支援、適正飼養・終生飼養の普及啓発（H30当初予定）

- 動物愛護教室、講演会等を開催する。

（仮称）動物愛護管理行政の拠点となる  
動物愛護センターの設置に向けた検討を加速



## 1 経済の活性化

### 産業人材の育成に向けた土佐MBAの実施 (産業人材育成研修委託料)

【債務負担】 59,587

産業振興の担い手となる人材を育成するため、「土佐まるごとビジネスアカデミー」(土佐MBA)を実施する。(新たに幡多地域で一部の講座を開催)

委託内容：土佐MBAの運営事務  
委託先：民間事業者  
契約方法：随意契約(プロポーザル方式)  
委託期間：平成29年度～平成31年度



(産業振興推進部  
産学官民連携・起業推進課)

**飛躍への挑戦！**  
**高知県産業振興計画**

## 拡

### クルーズ客船寄港時の受入態勢の充実

【債務負担】 235,056

クルーズ客船寄港時の高知新港岸壁や高知市中心部での乗船客等の受入態勢を充実させ、寄港時の満足度を高めるとともに、客船の更なる誘致と寄港の定着化につなげる。

#### <岸壁対応>

(1) 客船受入等業務委託料 【債務負担】 185,193千円

委託内容：①客船寄港時の歓迎行事等の実施  
②乗船客等の利便性向上のための  
シャトルバスの運行 等

委託先：民間事業者  
契約方法：随意契約(プロポーザル方式)

#### <市街地対応>

(2) 客船受入等業務委託料 【債務負担】 49,863千円

委託内容：①臨時観光案内所の設置等  
②駐車場渋滞対策の実施

委託先：民間事業者  
契約方法：一般競争入札



(土木部 港湾振興課)  
(観光振興部 おもてなし課)

## 2 南海トラフ地震対策の抜本強化・加速化

### 拡 住宅耐震化への支援 221,569 (住宅耐震化促進事業費補助金)

南海トラフ地震に備え、昭和56年5月31日以前に着工された住宅を対象に耐震改修等を支援する。

補助先：市町村  
補助率：1/4（国1/2、市町村1/4、県1/4）  
補助対象経費：耐震診断、改修設計、改修工事等

	当初予算	9月補正後予算	12月補正後予算
住宅耐震診断	3,000戸	3,700戸	<u>4,100戸</u>
住宅耐震改修設計	1,500戸	2,100戸	<u>2,400戸</u>
住宅耐震改修工事	1,500戸	2,100戸	<u>2,400戸</u>
予算額計	701,452千円	1,065,414千円	<u>1,286,983千円</u>

(土木部 住宅課)



©やなせたかし

## 3 インフラの充実と有効活用

### 拡 公共工事の端境期対策【債務負担】635,000

「建設業活性化プラン」に基づく公共工事の端境期対策として、次年度の地方特定道路整備事業（県単独事業）の一部を前倒して発注する。

地方特定道路整備事業【債務負担】635,000千円

(土木部 道路課)

## 4 その他

### 人件費の増額 868,192

人事委員会勧告に基づく給与改定 3.7億円  
(給料月額 0.17%、勤勉手当0.05月分引き上げ)

時間外勤務手当の増 3.1億円

新陳代謝等による給料・手当の増 0.1億円

共済費の増 1.9億円  
(負担率改定、給与改定の影響等)

特別職給与費 △0.1億円  
(期末手当0.05月分増、特例減額等)

# 指定管理者による県有施設の管理運営委託

【債務負担行為】 685百万円

指定管理者による運営管理を行う県有施設について、平成30年度以降の指定管理候補者を選定のうえ、管理運営委託料を定める。

○月見山こどもの森



○室戸体育館



○塩見記念青少年プラザ



○高知公園



(単位：千円)

No.	施設名	指定管理候補者	選 定 法	指 定 期 間 (年度)	管理運営委託料【債務負担行為】			所管課
					総 額	財源内訳		
						(一般財源)	(その他)	
1	人権啓発センター	(公財)高知県人権啓発センター	公募	H30～H34	51,658	23,804	27,854	人権課
2	森林研修センター研修館	(公財)高知県山村林業振興基金	公募	H30～H34	46,020	46,020		森づくり推進課
3	月見山こどもの森	情報交流館ネットワーク	公募	H30～H34	44,665	24,125	20,540	環境共生課
4	室戸体育館	(株)双葉造園	公募	H30～H34	38,851	38,851		公園下水道課
5	池公園	(株)双葉造園	公募	H30～H34	34,994	34,994		公園下水道課
6	甲浦港海岸緑地公園	東洋町	公募	H30～H34	10,790	10,790		港湾・海岸課
7	塩見記念青少年プラザ	N P O 法人たびびと	公募	H30～H34	99,768	89,096	10,672	生涯学習課
8	高知公園	入交グループ高知公園管理組合	公募	H30～H34	127,500	127,500		文化財課
9	埋蔵文化財センター	(公財)高知県文化財団	直指定	H30～H34	230,836	230,836		文化財課
9 施設		合 計			685,082	626,016	59,066	